

静岡県告示第858号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年11月19日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の①のエの表株式会社静岡銀行伝馬町支店の項所在地の欄中「伝馬町18番地の3」を「追手町1番13号（呉服町支店内）」に改める。

2の③のエの表しずおか焼津信用金庫長田南支店の項所在地の欄中「3丁目1番地の3」を「1丁目7番地の4」に改め、同表しずおか焼津信用金庫豊田支店の項所在地の欄中「藤枝市郡1131番地の1」を「焼津市小屋敷342番地の1」に改める。

附 則

この告示は、令和3年11月22日から施行する。ただし、2の③のエの表に係る改正規定は、公示の日から施行し、改正後の静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定は、次の各号に掲げる日から適用する。

- (1) しずおか焼津信用金庫長田南支店に係る改正規定 令和3年11月8日
- (2) しずおか焼津信用金庫豊田支店に係る改正規定 令和3年11月15日